いのち支える 飯豊町自殺対策計画

-誰も自殺に追い込まれることのない飯豊町の実現を目指して-

【平成31年度(令和元年度)~令和5年度】



山形県飯豊町

はじめに

平成 18 年に「自殺対策基本法」が制定され、我 が国の自殺者数は年々減少傾向にありますが、依然 として毎年2万人を超えているなど、深刻な状況が 続いております。



が

本町におきましても、近年、年間2~3人の尊い命 自殺により失われており、自殺率につきましても、国や県と比較して高く、特に60歳 以上の高齢者の自殺率が高くなっております。

平成28年に「自殺対策基本法」が改正され、誰もが「生きることの包括的な支援」 としての自殺対策に関する、必要な支援を受けられるよう、全ての市町村が「市町村自 殺対策計画」を策定することとされ、本町におきましても「いのち支える飯豊町自殺対 策計画」を策定いたしました。

自殺はその背景に様々な要因があり、その多くが追い込まれた末の死であります。本 町は、平成30年6月、SDGs未来都市に選定されました。SDGsは、世界の誰一人とし て取り残さないことを誓い、すべての国が取り組む全世界的な目標です。これまで行っ てきた地域づくりが、SDGs の理念や目標と方向性を同じくしていることが認められた ものであり、本計画においても、SDG s の考え方を取り入れていくものです。

今後は本計画に基づき、行政だけでなく、町民、地域、関係団体等との連携をさらに 強化することにより、「誰も自殺に追い込まれることのない飯豊町」の実現を目指して、 総合的かつ効果的な自殺対策の推進を図ってまいりますので、今後も皆様の一層のご理 解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和2年2月

飯豊町長 後藤幸平

いのち支える飯豊町自殺対策計画 目 次

第1章	宣 計画策定の趣旨等
1	. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2	. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3	. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4	. 計画の数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
第2章	萱 飯豊町の自殺の現状
	. 自殺者の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	. 自殺率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	. 飯豊町の自殺の特徴 ・・・・・・・・・・・・・・・4
第3章	宣 自殺対策の基本概念
	- 自殺の基本認識 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
	. 自殺対策の基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・6
_	・口が外がを行う可
第4章	していのち支える自殺対策における取組
·	- いうううくだる自然が永にのける場合。
ı	- 基本施策 地域におけるネットワークの強化
	基本施策
	基本施策 自設対策をされる人材の自成 基本施策 住民への啓発と周知
	基本施策 住民への合先と同知 基本施策 生きることの促進要因の支援
2	基本施策 児童生徒のSOSの出し方に関する教育
2	. 重点施策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
	重点施策・高齢者への支援・
	重点施策・生活困窮者への支援・
	重点施策 子育てに関わる支援
<u>^</u>	
第5章	1 1000 0111 1 01 1 0 0
	. 飯豊町自殺対策推進本部・・・・・・・・・・・・・・・17
2	. 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・17
설 크	≠>欠 业计
	資料 - 根数
	. 相談窓口一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
	. 飯豊町自殺対策推進本部設置要綱・・・・・・・・・・21
3	. 自殺対策基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・23

第1章 計画策定の趣旨等

1.計画策定の趣旨

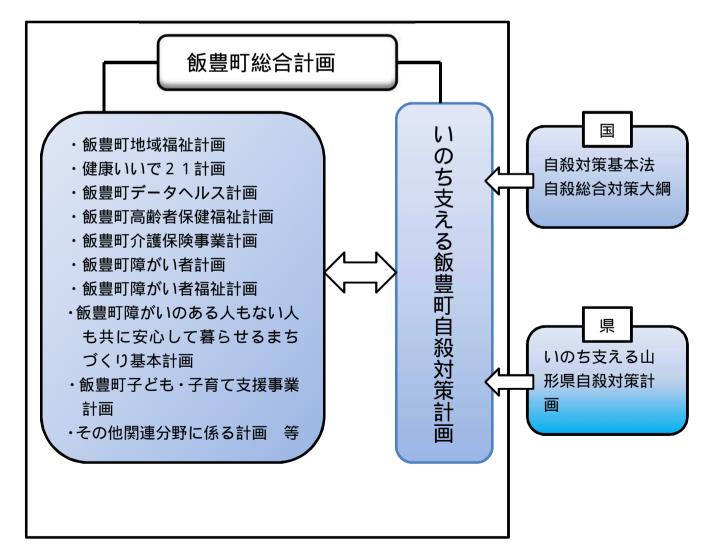
平成18年10月に自殺防止及び自殺者の親族に対する支援の充実を図るために「自殺対策基本法」が施行されました。さらに、平成28年には、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策と連携を図り「生きることの包括的な支援」として推進するよう、同法の一部が改正され、その中で各都道府県及び市町村は自殺対策計画を策定することとが義務付けられました。

本町においても、町の自殺対策計画を策定し、町・地域・民間の機関(企業)が連携して、自殺対策を「生きることの包括的支援」として取り組みます。

2.計画の位置づけ

本計画は平成28年に改正された自殺対策基本法第13条第2項に基づき、「市町村自殺対策計画」として策定しました。

また、県の「いのち支える山形県自殺対策計画」や本町の最上位計画である「飯豊町総合計画」、「健康いいで21」等、関連計画との整合性・連携を図ります。



3.計画の期間

本計画は、平成31年度(令和元年度)から令和5年度までの5年間を計画期間とします。また、その後計画期間中に関連法等の改正や社会情勢の大きな変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4.計画の数値目標

国は、平成29年7月に閣議決定した「自殺総合対策大綱」において、平成38年までに人口10万人当たりの自殺死亡率を平成27年に比べて30%以上減少させることを目標として定めています。

本町では平成25年から平成30年において、ほぼ毎年2~3人がなくなって(平成27年は0人)いることから、計画最終年度の令和5年度には年間自殺者数を0人にすることを目標にいたします。

第2章 飯豊町の自殺の現状

1. 自殺者数の推移

本町の自殺者数は、平成24年度、27年度は減少しましたが、近年では年間2~3人で 増減を繰り返しております。全国及び山形県の自殺者数は年々減少傾向にあります。

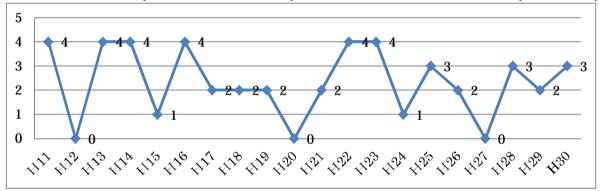
自殺者数の推移 (単位:人)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
全 国	24,417	23,152	21,017	20,465	20,668
山形県	243	243	220	210	201
飯豊町	2	0	3	2	3

厚生労働省「人口動態統計」

自殺者数の推移(飯豊町過去20年分)

(単位:人)



厚生労働省「人口動態統計」

2. 自殺率の推移

本町の自殺率は平成27年度以外はすべて全国及び山形県を上回っております。ただ総 人口自体が減少しているため、1名の自殺者でも自殺率が高くなる傾向にあります。

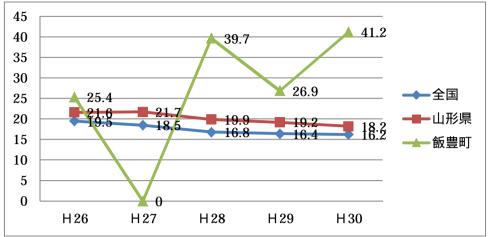
自殺率の推移 (人口10万対)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
全 国	19.5	18.5	16.8	16.4	16.2
山形県	21.6	21.7	19.9	19.2	18.2
飯豊町	25.4	0.0	39.7	26.9	41.2

厚生労働省「人口動態統計」

自殺率の推移

(人口10万対)



厚生労働省「人口動態統計」

3. 飯豊町の自殺の特徴

自殺者数については、男性60歳以上無職同居が最も多く、続いて、男性40歳~59歳 有職同居となっています。

飯豊町の主な自殺の特徴(特別集計(自殺日・住居地、H26~H30合計)

上位 5 区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率 [*] (10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1 位:男性 60 歳以上無職同居	4	40.0%	122.9	失業(退職) 生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患 自殺
2 位:男性 40~59 歳有職同居	3	30.0%	79.6	配置転換 過労 職場の人間関係の悩み+仕事の失敗 うつ状態 自殺
3 位: 男性 20~39 歳無職同居	1	10.0%	371.0	【30 代その他無職】ひきこもり+家族間の不和 孤立 自殺/【20代学生】就職失敗 将来悲観 うつ状態自殺
4 位:女性 60 歳以上無職独居	1	10.0%	157.9	死別・離別 + 身体疾患 病苦 うつ状態 自殺
5 位:男性 20~39 歳有職同居	1	10.0%	33.1	職場の人間関係 / 仕事の悩み(ブラック企業) パワハラ+過労 うつ状態 自殺

飯豊町地域自殺実態プロファイル(2019)

^{*}自殺死亡率の母数(人口)は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。**「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013(ライフリンク)を参考にした。

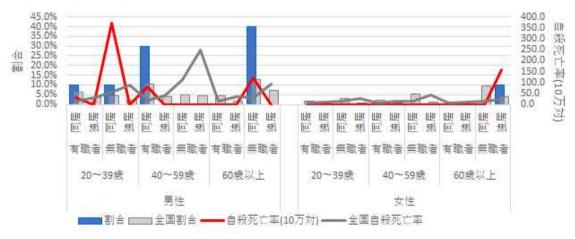
性、年代別の自殺率(H26~H30平均)

性・年代別の平均自殺死亡率(10万対)(2014~2018)



特に男性において、ほぼすべての年代で自殺率が全国より高くなっています。

性、年齢、職業、同居人の有無別にみた自殺率



飯豊町地域自殺実態プロファイル(2019)

男性60歳以上無職同居及び男性40歳~59歳有職同居の自殺率が特に多くなっています。

有職者の自殺の内訳(H26~H30合計)

		`	,	
	職業	自殺者数	割合	全国割合
自	営業・家族従業者	0	0.0%	20.3%
被	雇用者・勤め人	4	100.0%	79.7%
	合計	4	100.0%	100.0%

飯豊町地域自殺実態プロファイル(2019)

平成26年から平成30年の自殺者数10人の内有職者の自殺は4人となっています。

第3章 自殺対策の基本概念

1.自殺の基本認識

自殺は、その多くは追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を「生きることの包括的支援」として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開するものと大綱でも示されています。

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られているため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、生きることの包括的な支援として推進し「誰も自殺に追い込まれることのない飯豊町」を目指します。

2. 自殺対策の基本方針

平成29年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱では、自殺総合対策の基本方針として、以下の5点が掲げられています。

(1) 生きることの包括的な支援としての推進

「生きることの阻害要因」(失業や生活困窮等)を減らす取組に加え、「生きることの促進要因」(心身の健康、経済的な安定、信頼できる人間関係)を増やす取組の推進

(2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する

(3)対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な運動

様々な関係者の協力を得ながら、それぞれの対応レベルにおける取組の推進

(4)実践と啓発を両輪として推進

自殺の予兆の早期発見及び精神科医等の専門家につなげるため、広報・教育 活動に取組む

(5)関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

町民一人ひとりと連携・協働して自殺対策を推進

第4章 いのち支える自殺対策における取組

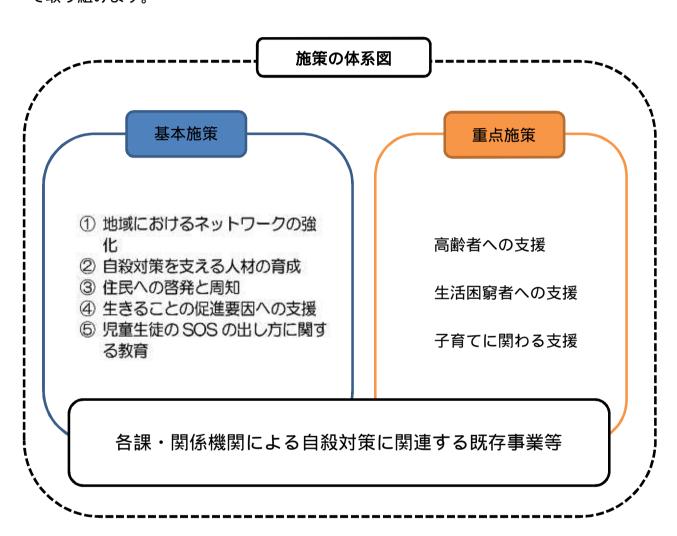






1.施策の体系

本町の自殺対策は、全ての市町村が共通して取り組むことが望ましいとされている5つの「基本政策」と、本町の自殺の特徴として60歳以上の高齢者や無職者の自殺の割合が高いことから、「高齢者」と「生活困窮者」に対する自殺対策の推進を、近年相談件数が多いことから「子育て支援」に関わる自殺対策の推進について「重点施策」として取り組みます。



2.基本施策

前記の基本方針を基に、本町においては以下の5点を「基本施策」とします。

地域におけるネットワークの強化 自殺対策を支える人材の育成 住民への啓発と周知 生きることの促進要因への支援 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

【基本施策 】地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上で最も基礎となる取り組みが、地域におけるネットワークの強化です。このため、自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の事業を通じて地域に展開されているネットワーク等と自殺対策との連携を図り、自殺の要因となる分野のネットワークとの連携を強化します。

事業名等	事業内容	関係部署
飯 豊 町 自 殺 対 策 推進本部	自殺対策の取り組みに関して、飯豊町役場内において、町長をトップとする全管理職で構成される庁内組織として、全庁をあげて横断的な自殺対策に取り組みます。	全課
生活相談・生活支 援・介護予防サー ビス推進協議会	町民が住み慣れた地域で安心して日常生活が送れるよう、関係機関等と連携し日常生活にかかる課題の抽出と支援の仕組みづくりを推進します。また、各年代幅広く相談を受けられるよう、行政相談、人権相談、法律相談を現在も実施しています。	健康福祉課 住民課 社会福祉協議会
飯豊町要保護児 童対策協議会	子どもに係る各関係機関等が要保護 児童の早期発見と適切な保護を目的と し、自殺対策に関する連携を取り合う ことで情報の共有化を図ります。	教育総務課
ハラスメント防 止対策の推進 (企業との連携)	事業所におけるハラスメント対策の 実施状況について、飯豊町商工会等の 地域の経済団体や町内関係機関とのネットワークを作り情報共有を図ること で、職域におけるハラスメント防止対 策の促進を支援します。	健康福祉課 商工観光課

【評価指標】 地域におけるネットワークの強化

評価項目	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和5年度)
飯豊町自殺対策推進本部開催数		1回以上/年

【基本施策 】自殺対策を支える人材の育成

地域のネットワークは、それを担い支える人材がいて初めて機能します。そのため自 殺対策を支える人材の育成は、対策を推進する上での基礎となる重要な取り組みとして 推進していきます。

本町では相談支援に携わる職員をはじめ全職員がゲートキーパーとしての自覚を持って早期の対応、支援につなげられるよう、研修会等の機会を充実させ、職員や民生児童委員等関係機関(団体)の資質向上を図ります。

事業名等	事業内容	関係部署
町職員を対象と したゲートキー パー研修の開催	管理職を含め全職員を対象とした職員 研修の中に自殺の実態を理解し、ゲートキーパーとしての自覚を持つことを 目的とした内容を組み入れるよう検討 します。	総務課 健康福祉課
関係機関(団体) 向けゲートキー パー研修の開催	地域で身近な存在である民生児童委員や介護支援専門員(ケアマネージャー)等を対象にゲートキーパー養成研修を開催し、人材の養成を図ります。	健康福祉課

ゲートキーパーとは・・・

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることのできる人のことでいわば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

【評価指標】 自殺対策を支える人材の育成

評価項目	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和5年度)
町職員対象のゲートキーパー研 修受講率		職員の60%
関係機関(団体)ゲートキーパー研修開催数		3団体

【基本施策 】住民への啓発と周知

町民との様々な接点を活かして相談機関等に関する情報を提供し、町民が自殺対策について理解を深めることのできる機会を増やします。

事業名等	事業内容	関係部署
広報等による情 報発信	「広報いいで」やホームページに、 自殺対策に関する情報を掲載し、正し い知識の普及を行う。	健康福祉課

【評価指標】 住民への啓発と周知

評価項目	現状値	目標値
	(平成30年度)	(令和5年度)
「広報いいで」での啓発		1回/年
自殺対策広域講演会の開催数 置賜定住自立圏構想 自殺対 策事業による		1回/年

【基本施策 】生きることの促進要因への支援

自殺対策は様々な支援をとおして、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加え、「生きることの促進要因」を増やす取組を強化し、推進していく必要があります。自殺対策では係りを通じて、自殺のリスク要因となる孤立や孤独を防止し、支援することが重要です。そのため、孤立のリスクを抱える方の居場所づくりや様々な相談に応じることができるような相談体制の充実を図ります。

事業名等	事業内容	関係部署
ほのぼのサロン・ ゆうゆうクラブ	高齢者を対象に、孤独感の解消や生きがいづくり、見守り・安否確認、閉じこもり防止を目的に地域の福祉活動の推進を行います。	健康福祉課 社会福祉協議会
地域の居場所づくり支援事業	外出の機会の少ない高齢者を対象に「いっぷぐあが家」、「みんなこ家」 等の地域の居場所を設置することにより、閉じこもりを防止し、楽しみながら情報交換できるようにします。	健康福祉課
健康・福祉総合相談	介護、認知症や生活上の悩み等、様々な相談に対応する。高齢者に限らず、障がい・生活困窮・子育てに関する相談に必要なサービスや制度が利用できるよう関係機関とつなげます。また、近年、自殺の要因として「ひきこもり」が課題として挙げられるようになってきており、その原因も多岐にわたることから、内容に応じて医療機関や専門機関の紹介を行えるようにします。	健康福祉課 地域包括支援セン ター 子育て世代包括支 援センター
自殺未遂者への支援	自殺未遂者については再度の自殺企画を防止する取り組みが必要となるため、救急医療機関や警察、消防等との連携を図り、包括的な支援ができる体制の構築に努めるとともに、必要に応	健康福祉課

	じて相談窓口や支援機関等の情報提供 を行います。	
遺族への支援	自死遺族の方に対し、"自死遺族相 談"や"自死遺族の集い"等、支援情 報の周知に努めます。	健康福祉課 住民課

【基本施策】児童生徒のSOSの出し方に関する教育

平成28年4月の自殺対策基本法の改正では、学校におけるSOSの出し方教育の推進が盛り込まれました。

このため本町でも児童生徒がいのちの大切さを実感できる教育だけでなく、困難やストレスに直面し、いのちや暮らしの危機を感じた時に、そうした問題への対処方法や支援先に関する正確な情報を早い時期から身に着けてもらうと同時に、周囲に助けを求めても良いということを学ぶ「SOSの出し方教育」の推進を図ります。

事業名等	事業内容	関係部署
SOSの出し方 教育の実施	小中学校において、命の大切さを実 感できる教育だけでなく、児童・生徒 が生活上の様々な困難やストレスに直 面した際に、信頼できる大人や相談機 関に早めに助けの声をあげられるよ う、SOSの出し方の教育を推進しま す。	教育総務課 健康福祉課
保護者向けSO Sの気づき啓発	保護者に対し、子どもの出すSOSに気づき、受け手となれるよう「SOSの出し方教育」の取組について情報発信と啓発を図ります。	教育総務課 健康福祉課
SNSを活用した 「自殺予防」の周 知	近年、SNS上で知り合った互いに面 識にない者同士での自殺等が増加して いることから、「自殺サイト」関連の 危険性についてや相談窓口の周知を行 う。	教育総務課 健康福祉課

【評価指標】 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

評価項目	現状値	目標値
	(平成30年度)	(令和5年度)
SOSの出し方教育の実施		各小中学校
3030出0万教育の美胞		1回以上/年

3. 重点施策

本町の自殺の特徴として60歳以上の高齢者や無職者の自殺の割合が高いことから、「高齢者」と「生活困窮者」に対する自殺対策の推進を、また、近年相談件数が多いことから「子育て支援」に関わる自殺対策の推進について、本町においては以下の3点を「重点施策」として取り組みます。

高齢者への支援 生活困窮者への支援 子育てに関わる支援

【重点施策 】高齢者への支援

平成26年から平成30年までの5年間の本町における自殺者10名のうち、5人が60歳以上であり、総人口が減少する中で、高齢者の自殺は本町にとって特に深刻な問題です。

高齢者の自殺については、閉じこもりや抑うつ状態から孤立・孤独に陥りやすいといった高齢者特有の課題を踏まえつつ、様々な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要です。町では、行政サービス、民間事業所サービス、民間団体の支援等を適切に活用し、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化といった生きることの包括的支援としての施策を推進します。

事業名等	事業内容	関係部署
安心生きがい訪問事業	一人暮らし高齢者世帯や高齢者のみの世帯などで見守りの必要な世帯に対し、定期的な安否確認や消費者被害などの情報提供を行います。	健康福祉課社会福祉協議会
地域ケア会議	介護等が必要な高齢者が住み慣れた 地域で生活できるよう、飯豊町地域ケ ア会議で検討し、行政・事業者・関係 機関が連携して地域全体で支援しま す。	健康福祉課
家族介護者支援事業	高齢者を介護する家族等の悩みや不 安を軽減するため、介護に関する情報 提供や介護者同士の交流会及び情報交 換会を行います。	健康福祉課社会福祉協議会

事業名等	事業内容	関係部署
要介護者への支援	要介護認定調査時に状況を把握し、 何らかの支援が必要と判断される場合 には、福祉サービス等への結び付けや 関係機関と連携しながら、本人及び家 族への支援を行います。	健康福祉課
民生委員・児童委員による支援	民生委員・児童委員による、一人暮らし高齢者等要援護世帯への見守り支援や相談を行います。また、民生委員と町及び社会福祉協議会による定期的な情報交換を行い、必要な支援を行います。	健康福祉課社会福祉協議会
特定健診・健康診 査の実施	特定健康診査、後期高齢者健康診査 等の実施と受診の推奨をすることによ り、高齢者の健康面での不安軽減に努 めます。	健康福祉課

【評価指標】 高齢者への支援

評価項目	現状値	目標値
計測項目		
	(平成30年度)	(令和5年度)
地域ケア会議開催数	12回	現状維持
特定健康診査の受診率	57.2%	60.0%
健康・元気いいで町ポイント事業「やまがた健康づくり応援カード」発行枚数	191枚	200枚

【重点施策 】生活困窮者への支援

生活困窮者はその背景として、虐待、性暴力被害、依存症、精神疾患、(知的・発達)障がい、被災避難、介護、多重債務、労働等の多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて社会から孤立しやすいという傾向があります。

複合的な問題を抱える生活困窮者の中には自殺リスクも高いことが多いことから、生活困窮の状態にある人や生活困窮に至る可能性のある人が自殺に至らないよう、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させて効果的な対策を進めていきます。

事業名等	事業内容	関係部署
町税及び各種料 金徴収業務と連 携した支援体制 の整備	各種税金や保険料、保育料、水道料 等の支払困難な状況にある人の納付相 談を随時窓口で受け付けます。	健康福祉課 税務会計課 教育総務課 地域整備課
生活保護に関する相談	国が定めた最低限度の生活を保障 し、自立した生活ができるよう、生活 保護相談等、必要に応じて適切な支援 を行います。	健康福祉課 置賜総合支庁
町営住宅管理	町営住宅の居住者や入居申込者の中には、生活困窮や低収入等、生活面で困難や問題を抱えている方も少なくない状況から、管理や公募を担当する職員が、入居者の家庭状況の把握に努めます。	地域整備課

【評価指標】 生活困窮者への支援

評価項目	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和5年度)
生活困窮者自立支援相談件数 社会福祉協議会	17件	10件/年
生活困窮者調整会議対象件数 社会福祉協議会	3 件	5件/年

【重点施策 】子育てに関わる支援

平成27年~28年の2年間で全国の産後1年未満の女性の死亡のうち、自殺が102人と死因として最多となっています。年齢では35歳以上の女性、出産回数では初産の女性、世帯の職業では無職の世帯の女性が最も自殺率が高くなっており、子育ての不安やストレスによって起きる産後うつが原因の一つと考えます。

そのため、妊娠中から出産、乳幼児期、就学、就学後と子育て中に子どもの成長過程で活用することのできる、子育て世代包括支援センターをはじめ、様々な支援者が情報を共有し連携を図ることで、子供の成長過程において途切れることのないよう、継続的かつ包括的な支援を推進し、特に、妊娠出産を経験する女性特有の問題に関する自殺対策の推進を図ります。

事業名等	事業内容	関係部署
子育て世代包括 支援センター 子育て支援セン ター(こどもみら い館)	妊娠から出産、子育てを応援する相 談窓口として、地域の関係機関や関系 と連携を図ることを強振期から 連携を図ることを推進します。 を推進しますの情報を が見れて、 がいるで、 がいるで、 がいるで、 がいるで、 がいるで、 がいるで、 がいるで、 がいるで がいまた。 がいるで がいるで がいまた。 がいるで がいるで がいるで がいるで がいるで がいるで がいるで がいる がいる がい がい がい がい がい がい がい がい がい がい がい がい がい	健康福祉課教育総務課児童相談所
赤ちゃん訪問事業	保健師による新生児及び生後2か月以内の乳児、低出生体重児の全戸面接を実施し、子どもの発達や育児状況、母親の健康状態の確認をすることにより、母親の抱えがちな自殺リスクに対する不安軽減と解消を図ると共に必要に応じて適切な相談窓口につなぎます。	健康福祉課

子育て相談事業	常時、保健師による子育て相談や年 4回臨床心理士による同相談を行うことにより、母親の産後に抱える問題に対し、出産直後の早期段階から必要な助言、指導等を提供することにより、産後うつによる自殺リスクを抱える保護者に対する支援を実施します。	健康福祉課
乳幼児健康診査 と保健指導	乳幼児健診において、保健師による 保健指導を実施することにより、子育 てに悩み自殺リスクを抱える保護者に 対する支援を推進します。	健康福祉課

【評価指標】 子育てに関わる支援

評価項目	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和5年度)
臨床心理士による子育て相談件 数	6件/年	8件/年
赤ちゃん訪問実施率	100%	100%

4. ライフステージ別の課題と対策(支援)

各々の年齢、性別、立場が変わると抱える悩みや問題も異なります。また、その人の一生において、ライフステージごとに危機的要因が存在するため、ライフステージが変わる際に、各ステージに応じた対策(支援)が必要となります。そのためには、前述の重点施策も含め、それ以外のステージにおいても関係機関がそれぞれ情報交換を行い、継続した切れ目のない支援を行ってまいります。

時期	主な危機的要因	主な対策(支援)
乳幼児期(妊産婦期)	・産後うつ ・母親の孤立	・保健師による訪問指導
【重点施策】	・望まない妊娠 ・虐待	・子育て世代包括支援センタ
	・子育ての不安、悩み	ー、子育て支援センター(こ
	・経済的困窮 等	どもみらい館)の活用
		・臨床心理士による子育て相談
		・経済的支援(妊婦健診助成等)
		・乳幼児健診での成長、発達等
		の確認等
学齢期	・いじめ ・不登校	・相談できる大人、機関の周知
	・ひきこもり ・虐待	・SOSの出し方教育
	・学業(進学) 等	・不登校、ひきこもりへの支援
		・命の教育 等

時期	主な危機的要因	主な対策(支援)
成年期	・進学、就職 ・職場での悩み (過労、ハラスメント) ・子育ての不安、悩み ・経済的困窮 ・結婚 ・親の介護 等	・各種税金や保険料、保育料、 水道料等の相談・臨床心理士による子育て相談・労働環境の改善や職場環境づくりの相談・相談機関の連携強化
高齢期 【重点施策】	・健康問題 ・孤独 ・経済的 困窮(借金)・ひきこもり 等	・各種税金や保険料、水道料等 の相談 ・居場所(通いの場)の提供 ・一人暮らし世帯への見守り、 相談 ・灯油や除雪支援 ・相談機関の連携強化 等

第5章 自殺対策の推進体制等

自殺対策における課題や「誰も自殺に追い込まれることのない飯豊町」の実現に向けた取り組みの視点や実施状況、効果等について検証し、本計画の推進を図るため、庁内関係各課による連携体制強化を図ると共に、各事業の取組状況を適時・適切に把握、確認します。

1.飯豊町自殺対策推進本部

庁内の全部署が自殺対策に関し共通の認識を持ち、自殺予防の啓発活動を総合的かつ効果的に取り組むことができるよう、町長を本部長とし、副町長、教育長及び全所属長で構成される庁内組織である「飯豊町自殺対策推進本部」を設置し、全庁を挙げて横断的に自殺対策を推進します。

2.計画の進行管理

本計画に基づく施策を着実に展開するため、「計画・実施・評価・改善」の4段階によるPDCAサイクルを推進し、関係部署、関係機関等と連携しながら、本計画の推進を図ります。

相談窓口一覧

自殺関連の悩み

相談内容	相談窓口	電話番号	相談時間
	心の健康相談ダ	023-631-7060	【平日】
	イヤル		9:00~
			12:00
			13:00~
			17:00
	山形いのちの電	023-645-4343	13:00~
	話		22:00
		0120-783-556	毎月 10 日
		フリータ イヤル 毎月 10日)	24 時間
 心身の健康に関する相			8:00~
談			翌日8:00
lix	置賜保健所	0238-22-3015	【平日】
	(精神保健福祉		8 : 30 ~
	担当)		17:15
	精神科救急	0570-022-553	【平日】
	電話相談		17:30~
	緊急的な精神		22:00
	科医療相談が対		【休日、年末
	象。継続的なご		年始】
	相談はできませ		9:00~
	<i>h</i> 。		22:00
│ひきこもりに関する相 │	ひきこもり相談	023-631-7141	【月、火、木、
談	支援窓口		金曜日】
			9:00~
			12:00
			13:00~
	74 F-1-1-1		17:00
	健康福祉課	0238-86-2338	【平日】
	(健康医療室)		8:30~
			17:15

家庭・子ども・子育ての悩み

相談内容	相談窓口	電話番号	相談時間
医療・福祉に関する相談	健康福祉課	医療:	【平日】
		0238-86-2338	8 : 30 ~
		福祉:	17:15
		0238-86-2233	
妊娠・子育てに関する相	子育て世代包括	0238-86-2338	
談	支援センター		
	(健康福祉課)		【平日】
	教育総務課(子	0238-87-0518	8 : 30 ~
	育て支援室)		17:15
就学に関する相談	教育総務課(教	0238-87-0519	
	育委員会)		

子ども・若者の悩み

相談内容	相談窓口	電話番号	相談時間
発育・発達に関する相談	子育て世代包括	0238-86-2338	
	支援センター		
	(健康福祉課)		
学校教育に関する相談	教育総務課(教	0238-87-0519	【平日】
(いじめ、不登校等)	育委員会)		8:30~
児童相談所	山形県中央児童	023-627-1195	17:15
	相談所(18 歳		
	未満)		
家庭教育に関する相談	ふれあいホット	023-630-2876	
	ライン		

職業・就労の悩み

相談内容	相談窓口	電話番号	相談時間
障がい者の就労に関す	健康福祉課(福	0238-86-2233	【平日】
る相談	祉室)		8:30~
			17:15
	サポートセンタ	0238-88-5357	【平日】
	ーおきたま		8:30~
			17:00

相談内容	相談窓口	電話番号	相談時間
発達障がい者の就労に	健康福祉課(福	0238-86-2233	【平日】
関する相談	祉室)		8:30~
			17:15
	サポートセンタ	0238-88-5357	【平日】
	ーおきたま		8:30~
			17:00
一般就労を主とする相	ハローワーク長	0238-84-8609	【平日】
談	井		8:30~
			17:15

経済的な悩み

相談内容	相談窓口	電話番号	相談時間
消費生活に関する相談	住民課	0238-87-0569	
	(生活環境室)		【平日】
生活保護の相談	健康福祉課(福	0238-86-2233	8 : 30 ~
	祉室)		17:15
納税相談	税務会計課(税	0238-87-0512	17.15
	務室)		

福祉・介護の相談

相談内容	相談窓口	電話番号	相談時間
福祉に関する相談	健康福祉課(福	0238-86-2233	
	祉室)		7 7 7 1
	社会福祉協議会	0238-72-3353	【平日】
介護・認知症に関する相	地域包括支援セ	0238-86-2233	8 : 30 ~ 17 : 15
談	ンター(健康福		17.15
成年後見に関する相談	祉課)		

全般的な相談

相談内容	相談窓口	電話番号	相談時間
行政相談	住民課(生活環	0238-87-0514	予約:
	•	0230-07-0314	55
人権相談	境室)		【平日】
法律相談	要予約		8 : 30 ~
相談日が決まっている			17:15
ため、必ず事前予約が必			相談:
要となります。			13:00~
			15:00

飯豊町自殺対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に基づき、自殺対策を総合的かつ円滑に推進する ため、飯豊町自殺対策推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。
- (1) 自殺対策についての計画の検討及び推進に関すること。
- (2) 自殺対策に係る庁内関係部署との連携に関すること。
- (3) その他自殺対策の推進に関すること。

(組織)

- 第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 2 本部長は、町長をもって充て、本部を総理する。
- 3 副本部長は、副町長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 本部員は、別表に掲げる職員をもって充てる。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が招集し、本部長はその議長となる。

(庶務)

第5条 本部の庶務は、事務局である健康福祉課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

別表(第3条関係)

所属	役職
飯豊町教育委員会	教育長
飯豊町	総務課長
<i>II</i>	企画課長
II .	住民課長
II .	税務会計課長
II .	会計管理者
<i>II</i>	健康福祉課長
II .	介護老人保健施設事務長
II .	農林振興課長
飯豊町農業委員会	事務局長
飯豊町	商工観光課長
II .	地域整備課長
"	町民総合センター所長
飯豊町議会	事務局長
飯豊町教育委員会	教育総務課長
II .	社会教育課長

自殺対策基本法(平成十八年法律第八十五号)

目次

第一章 総則(第一条 第十一条)

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等(第十二条 第十四条)

第三章 基本的施策(第十五条 第二十二条)

第四章 自殺総合対策会議等(第二十三条 第二十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

- 第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。
- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、そ の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施され なければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを 踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるよ うにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後 又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実 施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

- 第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、 自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、 当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、 その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努める ものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

- 第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、 自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設 ける。
- 2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月と する。
- 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年 法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚 部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を 行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、 相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の 親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害する ことのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置 その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策 に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な 自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」 という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

- 第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府 県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県 自殺対策計画」という。)を定めるものとする。
- 2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

- 第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図 りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ず るものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

- 第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。
- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより 自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神 疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において 「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医 療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階に おける当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医 師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係 る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者 との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、 自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の 親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援 を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族 等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施 策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

- 第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」 という。)を置く。
- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び 自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

- 第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。